

自分で書いて お早め!!

平成21年分確定申告

問合せ 武生税務署 TEL22-0890・町民税務課 TEL47-8014

相談・申告書の受付期間

◆ 所得税 2月16日(火)～3月15日(月)

◆ 消費税・地方消費税 3月31日(水)まで

申告と納税は期限内に!

確定申告をする必要がある方が期限内に申告・納税をしなかった場合、あとで不足分の税金を納めていただくだけでなく、加算税や延滞税も納めていただく場合がありますのでご注意ください。

【納付書による納付期限】

- 所得税：3月15日(月)
- 消費税・地方消費税：3月31日(水)

【振替納税による振替日】

- 所得税：4月22日(木)
- 消費税・地方消費税：4月27日(火)

公的年金を受給されている方へ

国民年金や厚生年金などの公的年金を受給されたときは、雑所得になります。

「公的年金等の源泉徴収票」に源泉徴収税額がある場合は、確定申告で清算する必要があります。「公的年金等の源泉徴収票」に源泉徴収税額がない場合であっても、公的年金の雑所得と公的年金以外の所得とを合計した所得金額が、扶養控除や基礎控除などの所得控除の合計額を超える場合には、確定申告を行う必要があります。

提出前に記載事項や添付書類の確認を!

申告書等を提出する前に、次の点などについて、もう一度確認しましょう。

- ① 申告する方の住所・氏名は記入されていますか?
- ② 押印はされていますか?
- ③ 申告を忘れていた所得はないですか?
- ④ 控除対象とならない方を扶養(配偶者)控除に含めていませんか?

源泉徴収票を確認しましょう。年末調整や年金の支払報告ですでに扶養親族として申告しているにも関わらず、同じ方を別の方が扶養親族として申告する誤りが多く見られます。

- ⑤ 計算誤りはないですか?
- ⑥ 書類の提出や添付はすべてされましたか? など

確定申告における主な税制改正

配当所得の申告方法について

上場株式等の配当等の申告については、総合課税と申告分離課税(配当控除の適用はありません)のいずれかを選択することになりました。

なお、申告分離課税を選択した場合は、上場株式等の譲渡損失と損益通算することができます。

税務署からお願い

■ 申告書(控)に税務署受付印の押印が必要な方へ

【申告書を郵送等で提出する場合】

申告書(控)と切手を貼った返信用封筒を同封して提出してください。

【直接税務署に申告書を提出する場合】

申告書と申告書(控)を受付窓口で担当者に提出してください。

■ 確定申告書の「送付不要」欄の記載について

税務署から申告書用紙が送付された方のうち「確定申告書等作成コーナー」で申告書を作成するなどにより、来年以降、税務署からの申告書用紙の送付が必要でない方は、申告書用紙右上の「送付不要」欄に○印を記載してください。

税務職員を装った

「振り込み詐欺」にご注意を!

税務署では、還付金受取のために金融機関等の現金自動預け払い機(ATM)の操作を求めたり、国税の納税のために金融機関の口座を指定して振り込みを求めることはありません。振り込み詐欺にはご注意ください。

町からのお知らせ

確定申告相談について

町内での確定申告相談を日程表（町民カレンダー）2月号裏面に記載のとおり実施しますので、ご利用ください。

※相談会場や税務署は大変混雑します。会場へ出向いて申告する場合は、**農業所得の収支計算、医療費控除の支払額の合計などは、事前に済ませておいてください。**

町民税の住宅借入金等特別控除について



所得税の住宅借入金等特別控除の適用がある方（平成11年から平成18年までまたは平成21年に入居した方）で、所得税の額から差し引かれなかった控除額がある場合は、平成22年度分の町民税から控除できることがあります。

これまで必要とされていた町への『町民税住宅借入金等特別税額控除申告書』の提出は、不要となりました（給与支払報告書や確定申告書の記載内容に不備があった場合は、控除できなくなる場合がありますので、注意してください）。

ただし、所得税で平均課税の適用を受けている方（平成11年から平成18年までに入居した方）や山林所得・退職所得がある方は、3月15日（月）までに、これまで同様、町へ申告書を提出する必要があります。

※詳しくは、町民税務課に問合せください。

所得税の確定申告は、e-Taxをご利用ください。

24時間
利用可能

国税庁ホームページから電子申告

国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp>）の「確定申告書等作成コーナー」で作成した申告書等のデータは、e-Taxを利用してインターネットで自宅から税務署に送信できます。

最高5,000円の税額控除

平成21年分の所得税の確定申告を本人の電子署名および電子証明書を付して、申告期限内にe-Taxで行うと、所得税額から最高5,000円の控除を受けることができます。

※平成19年分または平成20年分の確定申告でこの控除を受けた方は受けられません。

添付書類の提出を省略

医療費の領収書や源泉徴収票等の添付書類は、その記載内容（病院等の名称、支払金額等）を入力して送信することにより、提出または提示を省略することができます。

※確定申告期限から3年間、書類の提出または提示を求められることがあります。

還付金がスピーディー

e-Taxで申告された還付申告は、書面申告と比べて早期処理をしています（3週間程度に短縮）。

事業者の皆様へ 消費税のお知らせです

平成21年分の課税売上高が1,000万円を超える方

「新たに課税売上高が1,000万円を超える方」

「消費税課税事業者届出書」を速やかに納税地の所轄税務署へ提出してください。帳簿の記載や請求書等の保存がない場合は、仕入税額控除が受けられません。ご注意ください。

「課税売上高が5,000万円以下の方」

「簡易課税制度」を選択することができます。

平成23年分から同制度を選択する場合は、平成22年12月末までに「消費税簡易課税制度選択届出書」の提出が必要です。

平成21年分の消費税課税事業者の方

平成21年分の課税売上高が1,000万円以下となる場合、

- ①平成21年分の消費税の確定申告が必要です。
- ②平成23年分の消費税については課税事業者でなくなるので、消費税の「納税義務者でなくなった旨の届出書」を速やかに納税地の所轄税務署へ提出してください。

（注）「消費税課税事業者選択届出書」を提出している方は、右記②については該当しませんので、ご注意ください。